

納税準備預金について

近い将来、消費税率がUPする等、消費税の納税金額が増額になることが予想されます。税率が5%から10%になりますと、納税金額は2倍になります。

消費税を負担するのは会社ではなく消費者です。会社は消費税を預かっていることになります。ですから納税準備預金に預け入れるなど、運転資金とは切り離して預け入れていただくことをお勧めいたします。

納税準備預金とは

納税にあてる資金に限って預入れるための預金です。一般的に、利率が普通預金よりも高く設定され、しかも、利息は非課税となっています。

引出しは原則として納税にあてる時に限りませんが、納税目的以外の引出しを行うと課税扱いとなります。

納税目的で引き出したか否かの判断は、窓口で納税準備預金で税金を支払うか、自動引き落としになっている場合です。預金を引き出して税務署で支払った場合には非課税の対象になりません。

最低預入金額

1円が一般的。

利率

各金融機関が任意に設定します。適用金利は金利改定に伴い随時変動します。利息のつく単位残高が1,000円以上の場合に限り、100円単位で利息がつくのが一般的です。

利息にかかる税金

納税のための特別な預金である性格上、非課税扱いの措置がとられています。納税目的以外の引出しがあった場合は、その引出日の属する利息計算期間中の利息については、20%の源泉分離課税が適用されます。

預金保険制度の適用

適用対象です。

納税貯蓄組合預金

納税貯蓄組合法に基づき、納税貯蓄組合の組合員のみが預入れできる預金です。納税目的以外の引出しもできることになっていますが、実質的には一般の納税準備預金とほとんど異なりません。